

第一章 総説

第一節 財政再建計画のもとにおける教育行政の性格とその条件

昭和三十一年の教育行政を振りかえってみると、その性格を大きく特徴づけるものは二つある。

一つは、地財法の成立とその適用であ

り、他の一つは新教委法の成立である。

よかれあしかれ、この二つの条件によつて昭和三十一年度の福島県の教育行政は規定せられたのである。したがつて、われわれは、まずこの背景とその意味するものを丹念に調べあげる必要があると思う。

一、地財法の成立とその適用

いうまでもなく、地財法は、多年に亘る地方財政悪化の現状に鑑み、今までに発生した赤字を補填するため、再建債を認め、明確な財政再建計画を樹立し、地方公共団体の財政の健全な運営を促進することをもつて骨子とする。したがつて、再建計画の期間中は、地方公共団体の長は、長以外の所掌する予算について議会の指定した部分については、執行にについての協議を求め、また教育委員会の二重予算の制度は停止する。またその期間中は、自治庁長官は、団体の財政運営

について監査し、再建計画に適合しない部分があればその部分の執行の停止を命ぜることができるという相当強い監督措置がとられる。

五月の臨時県会は、本県が地財法の適用をうけて財政の再建をする計画について、議会の決議を得たものであつた。すなわち、実費約二十二億円に達する赤字を解消するため、歳入欠陥債十九億五千万円と退職手当債九千万円を合せ、二十億四千万円の再建債を発行するための措置を、自治庁に要請した。

この計画にもられてる教育費の節減

といふことがわれわれの問題である。ところが、教育費の大半を占める人件費について、この期間は児童生徒数の増減が大きな波をうつて寄せてかえす時期である。これに伴う教員数の増減は不可避のこととなる。すなわち、小学校において、昭和三十二年度から三十四年

度をピークとする。この児童生徒数に対する正常な教員数の確保が歪曲される結果にならざるを得ない。

人件費がこのような状態になるということは教育行政の基礎的な機能が停滞することを意味する。

これが第一に挙げた財政再建計画下における地方教育行政の偽らない現実である。

二、新教委法の成立

昭和三十一年度の教育行政の条件を規定するものの第二は、いさまでなく、新教委法の成立であろう。

県教育委員会も、従来の公選委員に代つて議会の同意を得て知事によって任命せられた古張信二、角田林兵衛、莉宿俊風、太田緑子、芳賀信平の五氏が就任され、新たな発足を迎えた。今度の改正で何といつても大きなことは、支出命令を含む財務事務について従来の自主的な権限を失つたことである。

その意味から考へると、今度の新教委法は地財法による暫定措置を恒常的な制度にまで発展させたものということがで

る。以下これについて述べてみよう。

「こんどの新教委任命については各地ともこれをめぐって多少のいざこざがあつた。……しかし、本県の場合、県教育委員会にせよ、ほぼ教育の中立性は維持されたようである。この点は多少の新鮮味は欠けてもだいたいにおいて成功したといえる。しかし、問題はむしろこんごにある。」これは新教委制度の発足を論じた去る七月三日の民友の社説である。多少のいざこざは別として新制度が予定どおり発足したことは何よりである。しかし、民友の社説が指摘しているとおり、問題はむしろこんごにある。われわれはこの際問題の所在を冷静に検討しなければならないと思う。

第一として、特殊の例外を除いて五人制が置かれて合議制の執行機関としての性格が維持されたことが挙げられる。学校組合を含めて一二六の教育委員会のうち、一一が五人制で三人制は僅か一五に過ぎない。全国平均と比較してもよい方である。われわれは、この結果が教育行政の特殊性を確保し、教育の政治的中立を貫くことのとりでとなることを期待したい。

第二には、旧委員会との関係において過半の委員会の過半の委員が更新され、清新の気運が察知できることを指摘できる。旧委員から引続いて在任する委員の全然ないところが三六を数え、引続いて在任する委員が過半に達しない委員会数は三九、結局七五の委員会において過半の委員が更新されているということがい